

高知県優良建設工事施工者表彰 実施要領

第1 目 的

この要領は、県が発注した建設工事のうち、優秀な成績で完成させた建設工事（以下「優良工事」という。）を評価し、施工した建設業者（以下「企業」という。）と技術者等を表彰することにより、県内の企業の健全な育成と技術の向上を図るとともに高品質の社会資本を確保し、広く県民に公共事業や建設業の社会的役割について知らせ、理解を深めてもらうことを目的とする。

第2 表彰の対象工事

表彰の対象工事は、高知県内の企業が受注した工事で、単体で施工した工事の場合は次の(1)から(3)までの全てを満たす工事、共同企業体で施工した工事の場合は、次の(1)から(4)までの全てを満たす工事とする。なお、仮設工のみの工事は対象外とする。

- (1) 当初請負金額が5百万円以上の工事であること。
- (2) 表彰年度の前年度に完成した工事であること。
- (3) 高知県建設工事成績評定要綱、高知県建築工事成績評定要綱に基づく工事成績の評定点が80点以上の工事であること。
- (4) 共同企業体による工事の場合は、代表構成員が県内の企業に限るものであること。

第3 表彰の対象者

表彰の対象は、次に該当する企業、現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）とする。

- (1) 企業は、優良工事を施工した者（共同企業体の構成員も含む）で、高知県内に主たる営業所を置く者であること。
- (2) 現場代理人及び主任技術者等（共同企業体構成員の主任技術者等を含む）は、工事の始期から完成までの期間の半分を超えて従事した者であること。
- (3) 工場製作（桁製作等）を含む工事の現場代理人及び主任技術者等（共同企業体構成員の主任技術者等を含む）は、工場製作又は現場工事（桁架設等）の期間の半分を超えて従事した者であること。（工場製作及び現場工事のいずれも対象とする。）

第4 表彰への応募

この表彰は、応募により行うものとし、応募要件は次のとおりとする。

(1) 企業の応募要件

- ① 次のアからエの全てを満たした企業（共同企業体の場合は応募する構成員）（以下「企業（構成員）」という。）とする。

ア 第2に該当する工事を施工した企業（構成員）又は共同企業体の構成員であること。

イ 前年度の表彰日以降に建設業法の監督処分、高知県建設工事指名停止措置要綱に

基づく指名停止及び指名回避措置基準要領に基づく指名回避（以下「処分等」という。）を受けていない企業（構成員）であること。

ウ 表彰年度の前年度に完成した工事の工事成績評定が全て 65 点以上の企業（構成員）であること。

エ 高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例 36 号）第 2 条 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等又は別紙に定めるものに該当しない企業（構成員）であること。

② 表彰年度の始期から表彰式当日までに次のいずれかの要件に該当するようになった場合は、その時点で応募を無効とする。

ア 企業（構成員）が処分等を受けたとき、又は処分等の要件に合致することが明らかとなった場合。

イ 企業（構成員）が施工した工事で死亡事故等重大な事故を起こしたとき。

ウ 企業（構成員）が施工した工事の工事成績評定で 65 点未満があったとき。

エ 第 4 (1)①エについては、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第 4 条第 1 項に基づき高知県警察本部へ照会を実施し、該当することが判明したとき。

オ その他応募を無効とするに十分な理由がある場合。

③ 前年度に「知事賞」及び「優良賞」を受賞した企業（構成員）は、以下の各項の全てに該当する工事での応募ができない。なお、共同企業体の場合、受賞工事と構成員が異なる場合は除く。

ア 受賞工事と同じ工事名

イ 受賞工事と同じ工事場所

ウ 受賞工事と同じ業種及び同じ工種区分並びに同じ工種内容

なお、上記アからウの考え方は、別紙参照のこと。

(2) 応募要件の例外

表彰対象工事を施工した企業（構成員）が倒産、廃業している場合には、現場代理人、主任技術者等（ともに従事期間が工事の始期から完成までの期間の半分を超えていること）の応募を認める。ただし、共同企業体の構成員の一部が倒産、廃業した場合は除く。

(3) 応募の件数

1 企業（構成員）当たり、1 件（応募件数には、共同企業体の構成員分も含む。）とする。

(4) 応募手続き等について

応募案内を別途作成して技術管理課ホームページに掲載する。

第 5 表彰の種類等

優良建設工事として表彰する工事は次の 2 種類とする。

(1) 高知県知事賞（10 件程度）

(2) 優良賞（20 件程度）

ただし、表彰件数については応募件数や審査結果によって増減することがある。

第6 表彰の選考等

表彰の選考は次により行うものとする。

- (1) 表彰する工事は、応募のあった工事から選考するものとする。
- (2) 審査会の委員は、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部、土木部から建設検査長が選任したもので構成する。審査会の会長は、建設検査長とする。
- (3) 審査会は、構成員の3分の2以上の出席により成立するものとする。
- (4) 審査会は、応募資料及び発注機関の意見書を参考に選考する。
- (5) 審査会の選考結果を基に知事が高知県知事賞、優良賞の受賞工事（企業及び主任技術者等）を決定する。

第7 表彰の方法及び効力

表彰は知事名の賞状を授与し、その効力は授与をもって発現する。

第8 表彰効力の失効

次のいずれかに該当した場合は、表彰の効力が失効するものとする。

- (1) 表彰実施年度の受賞日以降、当該年度末までに、受賞工事又は受賞企業（構成員）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合。この場合は、現場代理人、主任技術者等に対する表彰も効力を失うものとする。
 - ① 受賞工事の工事成績評定が高知県建設工事成績評定要綱第10条（評定の修正等）による修正で、80点未満となった場合。
 - ② 受賞企業（構成員）が次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - ア 建設業法の監督処分、高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止（1ヶ月以上）及び指名回避措置基準要領に基づく指名回避の処分等を受けたとき。
 - イ 第4(1)②イからオのいずれかに該当することが判明した場合。
- (2) 過年度に表彰を受賞した企業（構成員）において、過失による粗雑工事（重大な瑕疵）、工事が原因での事故、贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害、談合、高知県暴力団排除条例違反及びその他表彰の効力を失うに十分な理由があるもの（以下「不正行為等」という。）が認定され、その処分（指名停止4月以上の期間）を受けた場合。

この場合、失効の対象は、次の①又は②の遡及期間のいずれか長い方とする。

 - ① (2)の不正行為等が認定された年度から不正行為等による処分を受けた年度の前年度までの受賞工事。
 - ② 不正行為等による処分を受けた前年度から過去3年間の受賞工事。

なお、この場合の現場代理人、主任技術者等への表彰効力については、現場代理人、主任技術者等が不正行為等に関与している場合を除き、表彰の効力は残るものとする。
- (3) その他表彰の効力を失うに十分な理由がある場合。この場合の現場代理人、主任技術者等の表彰効力については、事案の重要性を勘案したうえで判断を行う。

第9 受賞工事の写真掲示等

受賞工事の写真を県庁玄関ロビーに掲示するとともに受賞工事の応募資料等はホームページ等でPRに活用する。その際には、表彰理由に関するコメントを添付する。

第10 受賞企業によるプレゼンテーション

受賞が決定した企業（構成員）のうち特に優秀であった者は、第1に規定した目的に寄与するために県が主催する発表会において、土木技術者や学生等を対象に受賞工事の成果等についてのプレゼンテーションを実施するものとする。

第11 表彰に関する事務

当該表彰の応募、審査会、表彰式及び発表会等の事務は、民間事業者に委託することができる。

第12 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項については、別途に定める。

附則

- 1 この要領は平成25年 6月 6日から施行する。
- 2 要領第8の「表彰効力の失効」(2)については、平成25年6月6日以前の不正行為等による処分事案については適用しない。
- 3 この要領は平成26年 5月22日から施行する。
- 4 この要領は平成28年 4月15日から施行する。
- 5 この要領は平成29年 3月23日から施行する。
- 6 この要領は平成30年 3月27日から施行する。
- 7 この要領は令和 元年 5月 9日から施行する。
- 8 この要領は令和 4年 1月19日から施行する。
- 9 この要領は令和 5年 3月16日から施行する。
- 10 この要領は令和 7年 3月 7日から施行する。
- 11 この要領は令和 7年 4月18日から施行する。
- 12 この要領は令和 8年 1月26日から施行する。

(第4(1)①エの関係)

- ア 高知県暴力団排除条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの
- イ その役員等（法人にあっては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあってはその長、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあってはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であるもの
- ウ 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの
- エ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの
- オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
- カ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したもの
- キ 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したもの
- ク 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの
- ケ 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(第4(1)③の関係)

- ア 「同じ工事名」とは、前年度に受賞した契約書記載の工事名と同じであるもの。
なお、契約書記載の工事名に、工事を分離するための名称（例：〇〇工事1工区、あるいは〇〇工事その1）等が付けられている場合も、同じ工事名とみなす。
- イ 「同じ工事場所」とは、前年度に受賞した工事場所から500メートル以内の工事。
- ウ 「同じ業種」とは、「高知県電子入札システム」に掲載されている業種名のこと。
また、「同じ工種区分」及び「同じ工種内容」とは、各出先事務所等の閲覧場所に備えてある「積算図書」に記載された工種区分及び工種内容のこと。これら主たる工種区分、工種内容が、前年度受賞した工事と同じもの。
なお、工種区分については、「高知県電子入札システム」の「発注情報」に掲載の「見積参考資料」の表紙にも記載。